

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年1月14日（令和2年（行個）諮問第1号）

答申日：令和2年12月7日（令和2年度（行個）答申第134号）

事件名：本人に対する遺族補償年金の不支給決定に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私の夫特定個人が特定事業場Aに勤務し、特定事業場B出向中、平成29年特定月頃に過労により死亡した事に伴い平成30年特定月頃特定労働基準監督署に労災認定申請を行った時の調査結果の書類一式」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和元年7月8日付け栃労発総0708第6号により栃木労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 本件開示請求は、審査請求人の配偶者であった特定個人が勤務先で過労により死亡したことに伴い、審査請求人が平成30年特定月頃特定労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）に労災認定申請を行った際の調査結果の書類一式を対象としたものである。

イ 原処分は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして、不開示とした。

ウ しかし、不開示部分には、明らかに上記各条項に該当しないものが含まれており、開示されるべきである。（以下略）

(2) 意見書1

ア 諮問庁は、理由説明書（下記第3の2）において、「原処分におけ

る不開示部分のうち一部を，法 1 4 条各号のいずれにも該当しないこと等から，新たに開示」することが妥当である旨述べている。

イ 開示の妥当性等を検討するにあたり，新たに開示するとされた情報が重要となることはいうまでもない。

ウ したがって，まずは諮問庁から，開示すべきと判断した箇所の開示をされたい。

(3) 意見書 2

ア 諮問庁は，理由説明書（下記第 3 の 3 (2)）の内容を修正し，文書 3 6 ①は，法 1 4 条 7 号柱書きに該当すると述べている。

イ しかし，当該文書は診療報酬明細書である。基本的に開示が予定されているものであり，秘匿すべき情報が記載されているとはいえない。

したがって，開示されたとしても，当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するものではなく，また開示することにより労災認定等の事務処理の適正な請遂行に支障を及ぼすおそれがないことも明らかであるから，法 1 4 条 7 号柱書きには該当しない。

第 3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は，理由説明書及び補充理由説明書によると，おおむね以下のとおりである。（補充理由説明書による訂正部分は，理由説明書の本文における文書 3 6 ①に係る法の適用条項の誤記の訂正（同文書を下記 3 (2) イ (ウ) から削除し，同ウ (イ) に追加）である。）

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は，令和元年 5 月 2 9 日付けで処分庁に対し，法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

(2) これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ，審査請求人はその取消しを求めて，令和元年 1 0 月 1 1 日付け（同月 1 5 日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報について，原処分における不開示部分のうち一部を，法 1 4 条各号のいずれにも該当しないこと等から，新たに開示した上で，その余の部分については不開示とすることが妥当であるとする。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報が記録された文書は，具体的には，別表の 1 欄に掲げる文書 1 ないし文書 6 1 の各文書である。

(2) 不開示情報該当性について（別表の 2 欄に掲げる部分）

ア 法 1 4 条 2 号該当性

(ア) 文書 5 ①， 6， 7 ①， 8 ①， 9， 1 2 ①， 1 3， 1 4， 2 0 ①， 2 1， 2 2 ①， 2 6， 2 9， 3 1 ①， 3 2， 3 3 ①， 3 5， 3 6 ②，

38①, 39①, 40①, 41①, 42①, 43①, 44①, 45①, 46①, 47①, 48①, 49①, 50①, 52①, 53①, 54①, 55, 56①, 57①及び60①は、審査請求人以外の住所、氏名、印影等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。このため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書5②, 7②, 8②, 12②, 22②, 31②, 33②, 38②, 39②, 40②, 41②, 42②, 43②, 44②, 45②, 46②, 47②, 48②, 49②, 50②, 52②, 53②, 54②, 56②及び57②は、本件労災請求に係る処分を行うに当たり、特定監督署の調査官等が審査請求人以外の特定の個人から聴取をした内容等である。これらが開示された場合には、被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ及びロ該当性

(ア) 文書2①, 4①, 23, 28, 36③, 60②及び61は、特定事業場や特定組合等の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらが開示された場合には、偽造により悪用されるなど、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書36①は、当該事業場が一般に公にしている内部情報である。当該情報は、行政機関の要請を受けて、提出の有無及びその内容を開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 文書2②, 4②, 20②, 31③, 34及び50③は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしている内部情報等である。これらが開示された場合には、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から当該事業場が不当な干渉を受けることが懸念され、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き該当性

(ア) 文書 5 ②, 7 ②, 8 ②, 12 ②, 22 ②, 31 ②, 33 ②, 38 ②, 39 ②, 40 ②, 41 ②, 42 ②, 43 ②, 44 ②, 45 ②, 46 ②, 47 ②, 48 ②, 49 ②, 50 ②, 52 ②, 53 ②, 54 ②, 56 ②及び57 ②は、本件労災請求に係る処分を行うに当たり、特定監督署の調査官等が審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらが開示された場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難となり、監督署における労災認定等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書 2 ②, 4 ②, 20 ②, 31 ③, 34, 36 ①及び50 ③は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示するとした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となり、監督署における労災認定等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分における不開示部分の一部を新たに開示した上で、その余の部分（別表の2欄に掲げる部分）については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| ① | 令和2年1月14日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年2月3日 | 審議 |
| ④ | 同月18日 | 審査請求人から意見書1を收受 |
| ⑤ | 同年10月29日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年11月16日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑦ | 同年12月1日 | 審査請求人から意見書2を收受 |

⑧ 同月 3 日

審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部を、法 14 条 2 号、3 号イ及びロ並びに 7 号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の 3 欄に掲げる部分）について

ア 通番 1，通番 2 2，通番 7 6 及び通番 7 7

当該部分のうち通番 1 は、遺族補償年金支給請求書の添付書類に押印された特定事業場 A の印影である。

当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、当該添付書類は、当該請求書と併せて審査請求人から特定監督署に提出されたものとのことである。このため、通番 1 は、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該部分のその余の部分は、出向契約書、定款、時間外労働・休日労働に関する協定届等に押印された当該事業場の印影であるが、通番 1 と同じ印影であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分を開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法 14 条 3 号イに該当せず、開示すべきである。

イ 通番 5，通番 8，通番 10，通番 13，通番 26 及び通番 61

当該部分は、医学意見の要否等に係る調査復命書、補償給付調査復命書、特定疾病の業務起因性判断のための調査復命書、関係資料等に記載された審査請求人以外の個人の氏名、役職、ヒアリング内容等である。当該部分は、法 14 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、法 14 条 2 号ただし書該当性について判断すると、当該部分は、原処分において開示されている情報又は諮問庁が諮問に当たり新たに開示することとしている情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに

該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

ウ 通番6, 通番11, 通番14, 通番21, 通番27及び通番62

当該部分は、医学意見の要否等に係る調査復命書、特定疾病の業務起因性判断のための調査復命書、関係資料等に記載された審査請求人以外の個人の氏名、審査請求人の夫との関わり合い等に関する記載である。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、法14条2号ただし書該当性について判断すると、当該部分は、原処分において開示されている情報又は諮問庁が諮問に当たり新たに開示することとしている情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当する。

また、同じ理由から、当該部分を開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番34

当該部分は、審査請求人の同意を得て、特定監督署が特定の団体から提出を受けた審査請求人の夫に係る資料であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で当該団体から任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号ロ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の3欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番5, 通番7, 通番10, 通番12, 通番13, 通番15ないし通番17, 通番19, 通番20, 通番23, 通番25, 通番26, 通番30(①-1に限る。), 通番33, 通番35, 通番37, 通番39, 通番41, 通番43, 通番45, 通番47, 通番49, 通番51, 通番53, 通番55, 通番57, 通番59, 通番61, 通番64, 通番66, 通番68, 通番70, 通番71, 通番73及び

通番 7 5

当該部分は、医学意見の要否等に係る調査復命書、資料目次、特定疾病の業務起因性判断のための調査復命書、協議実施報告書、診断書等、タイムカード、関係資料、組織図、従業員台帳、聴取書、復命書、電話録取記録等に記載された、審査請求人以外の個人の氏名、署名、印影（地方労災医員である医師の印影を含む。）、所属、職名、審査請求人の夫との職場における関係、住所等である。

これらは、法 1 4 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分のうち地方労災医員である医師の印影については、審査請求人がその氏名を知り得る場合であっても、印影まで開示する慣行があるとは認められないことから、法 1 4 条 2 号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。その余の部分については、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

次に、法 1 5 条 2 項による部分開示について検討すると、当該部分は、個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 2 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 2 9 及び通番 3 0（上記（ア）を除く。）

当該部分は、勤怠一覧に記載された審査請求人以外の特定の個人の出勤・退勤時間等労働時間等の情報及び関係資料に記載された産業医等を受診した審査請求人以外の特定の個人の氏名である。

当該部分について、諮問庁は、審査請求人を本人とする保有個人情報とした上で、法 1 4 条 2 号に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であると説明するが、これらの情報は、勤怠一覧においては個人ごとに別葉であり、また、関係資料においては審査請求人に係る記載とは明確に区分されて表記されており、それぞれ記載された個人を本人とする別個の保有個人情報であると認められる。このため、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

したがって、当該部分を不開示としたことは、結論において妥当である。

イ 法 1 4 条 3 号イ該当性について

通番 1，通番 3，通番 2 2，通番 2 4，通番 3 6，通番 7 6 及び通番 7 7 は、遺族補償年金支給請求書及び葬祭料請求書の添付書類並びに契約書、時間外労働・休日労働に関する協定届、関係資料、定款等

に押印された特定の事業場又は特定の団体の印影である。

これらの印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであると認められることから、これらを開示すると、当該事業場又は団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番6, 通番9, 通番11, 通番14, 通番21, 通番27, 通番38, 通番40, 通番42, 通番44, 通番46, 通番48, 通番50, 通番52, 通番54, 通番56, 通番58, 通番60, 通番62, 通番65, 通番67, 通番69, 通番72及び通番74

当該部分は、医学意見の要否等に係る調査復命書、補償給付調査復命書、特定疾病の業務起因性判断のための調査復命書、関係資料、聴取書、復命書及び電話録取記録に記載された審査請求人の夫の職場の関係者からの聴取内容である。

当該部分を開示すると、被聴取者等が労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番31

当該部分は、関係資料に記載された審査請求人以外の個人の産業医等受診履歴であると認められる。

当該部分について、諮問庁は、審査請求人を本人とする保有個人情報とした上で、法14条2号及び7号柱書きに該当すると説明するが、当該部分は、審査請求人に係る記載とは明確に区分されて表記されており、当該個人を本人とする別個の保有個人情報であると認められる。このため、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

したがって、当該部分を不開示としたことは、結論において妥当である。

エ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性について

通番2, 通番4, 通番18, 通番28, 通番32及び通番63は、遺族補償年金支給請求書及び葬祭料請求書の添付書類並びに診断書等、

関係資料，入室記録及び復命書に記載された特定の事業場の業務に係る内部情報であり，審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため，当該部分は，これを開示すると，取引関係等において当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法14条3号イに該当し，同条7号柱書きについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人の主張について

審査請求人はその他主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報につき，その一部を法14条2号，3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち，別表の通番29，通番30（①-2に限る。以下同じ。）及び通番31に掲げる部分は，審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと認められるので，不開示としたことは結論において妥当であり，別表の通番29ないし通番31及び3欄に掲げる部分を除く部分は，同条2号，3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので，不開示とすることは妥当であるが，同欄に掲げる部分は，同条2号，3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきであると判断した。

（第3部会）

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性等

1 文書番号及び文書名		2 諮問庁がなお不開示を維持すべきとしている部分			3 2欄のうち開示すべき部分	
		該当箇所	法14条各号該当性	通番		
文書1	決議書等①	—	—	—	—	—
文書2	遺族補償年金支給請求書等	① 3頁及び20頁の印影	3号イ	1	20頁印影	
		② 3頁不開示部分（①を除く。）	3号イ, 7号柱書き	2	—	
文書3	決議書等②	—	—	—	—	
文書4	葬祭料請求書	① 3頁印影	3号イ	3	—	
		② 3頁不開示部分（①を除く。）	3号イ, 7号柱書き	4	—	
文書5	医学意見の要否等に係る調査復命書①	① 2頁, 4頁, 14頁及び18頁の不開示部分	2号	5	2頁, 4頁（「理解・・・あった」欄3行目を除く。）、14頁（「認定事実」欄3行目を除く。）、18頁不開示部分最終2行	
		② 1頁不開示部分, 3頁不開示部分（「上司・・・あった」欄10行目及び「同僚・・・あった」欄3行目17文字目ないし5行目を除く。）、5頁, 6頁, 8頁及び9頁の不開示部分, 10頁不開示部分（「調査結果」欄16行目6文字目ないし14文字目, 17行目6文字目ないし18文字目及び37行目3文字目ないし9文字目を除く。）、11頁不開示部分, 12頁不開示部分（「認定事実」欄1行目56文字目ないし3行目及び5行目5文字目, 6文字目を除く。）、13頁不開示部分	2号, 7号柱書き	6	1頁, 3頁, 9頁「認定事実」欄, 12頁「認定事実」欄1行目	
文書	資料目	不開示部分（2頁8行目及び18	2号	7	—	

6	次①	行目不開示部分を除く。)			
文書 7	補償給付調査復命書	① 5頁「調査官意見」欄不開示部分	2号	8	全て
		② 2頁ないし5頁不開示部分(①を除く。)	2号, 7号柱書き	9	
文書 8	医学意見の要否等に係る調査復命書②	① 2頁, 3頁「理解・・・あった」欄, 9頁「認定事実」欄及び16頁の不開示部分	2号	10	2頁, 3頁(「理解・・・あった」欄3行目を除く。), 9頁(「認定事実」欄3行目を除く。), 16頁不開示部分最終2行
		② 3頁不開示部分(①及び「同僚・・・あった」欄3行目31文字目ないし5行目を除く。), 5頁, 6頁及び8頁の不開示部分, 9頁不開示部分(①を除く。), 10頁不開示部分(「調査結果」欄16行目6文字目ないし14文字目, 17行目6文字目ないし18文字目及び37行目3文字目ないし9文字目を除く。), 11頁不開示部分, 12頁不開示部分(「認定事実」欄2行目10文字目ないし3行目, 5行目5文字目及び6文字目を除く。)	2号, 7号柱書き	11	3頁「同僚・・・あった」欄, 12頁「認定事実」欄1行目, 2行目
文書 9	資料目次②	1頁不開示部分(3行目を除く。)	2号	12	—
文書 10	遺族補償給付調査復命書	—	—	—	—
文書 11	遺族(補償)年金・一時金関係人聴取書	—	—	—	—
文書 12	特定疾病の業	① 3頁「理解・・・あった」欄, 9頁「認定事実」欄及び17	2号	13	3頁(「理解・・・あつ

	務起因性判断のための調査復命書	頁の不開示部分			た」欄3行目を除く。), 9頁(「認定事実」欄3行目を除く。), 17頁不開示部分最終2行
		② 3頁不開示部分(①及び「同僚・・・あった」欄3行目31文字目ないし5行目を除く。), 5頁, 6頁及び8頁の不開示部分, 9頁不開示部分(①を除く。), 10頁不開示部分(「調査結果」欄16行目6文字目ないし14文字目, 17行目6文字目ないし18文字目及び37行目3文字目ないし9文字目を除く。), 11頁不開示部分, 12頁不開示部分(「認定事実」欄2行目10文字目ないし3行目を除く。)	2号, 7号柱書き	14	3頁「同僚・・・あった」欄, 12頁「認定事実」欄1行目, 2行目
文書13	協議実施報告書	1頁印影	2号	15	—
文書14	資料目次③	不開示部分(2頁8行目, 18行目及び19行目を除く。)	2号	16	—
文書15	陳述書	—	—	—	—
文書16	関係資料①	—	—	—	—
文書17	上申書①	—	—	—	—
文書18	上申書②	—	—	—	—
文書19	履歴書等	—	—	—	—
文書20	診断書等	① 12頁ないし15頁の各右上部枠内不開示部分, 14頁「GLコメント」欄4行目不開示部分, 15頁「1次考課評価者コメント」欄3行目不開示部分	2号	17	—
		② 12頁ないし15頁不開示部分(①を除く。)	3号イ, 7号柱書き	18	—
文書	タイム	1頁ないし13頁不開示部分	2号	19	—

21	カード				
文書 22	関係資料②	① 2頁不開示部分（「ヒアリング・・・相関図」欄2行目5文字目ないし8文字目を除く。）、5頁不開示部分	2号	20	—
		② 1頁、4頁、7頁及び8頁の不開示部分、6頁最終行	2号、7号柱書き	21	全て（6頁最終行を除く。）
文書 23	契約書等	5頁及び7頁の印影	3号イ	22	各頁出向元の右側の印影
文書 24	会社案内①	—	—	—	—
文書 25	定款①	—	—	—	—
文書 26	組織図	不開示部分（1頁及び3頁の社長執行役員氏名を除く。）	2号	23	—
文書 27	就業規則	—	—	—	—
文書 28	時間外労働・休日労働に関する協定届①	1頁ないし7頁の印影	3号イ	24	—
文書 29	従業員台帳	1頁ないし3頁の不開示部分	2号	25	—
文書 30	勤怠一覧①	—	—	—	—
文書 31	関係資料③	① 6頁「10月」欄及び「11月」欄並びに7頁の不開示部分、19頁「10月」欄及び「11月」欄の不開示部分（「11月」欄1行目及び3行目最終文字を除く。）、22頁、24頁及び25頁の不開示部分、29頁不開示部分（「ヒアリング・・・相関図」欄2行目5文字目ないし8文字目を除く。）、33頁不開示部分	2号	26	6頁及び19頁の「10月」欄2行目1文字目、2文字目、7頁不開示部分最終行右側部分、下から2行目、22頁不開示部分下から2行目中央部分、下から3行目
		② 6頁「2017年1月」欄、8頁、14頁、19頁「2017年1月」欄、26頁並びに27頁「特定個人・・・ヒアリング内容」欄及び最終行の不開示部分、32頁不開示部分（「1月7	2号、7号柱書き	27	6頁及び19頁の「2017年1月」欄、26頁、32頁、35頁及び36頁

		日・・・後悔」欄を除く。), 34頁, 35頁及び36頁の不開示部分			
		③ 15頁及び23頁の不開示部分, 27頁不開示部分(②を除く。)	3号イ, 7号柱書き	28	—
文書 32	勤怠一 覧②	1頁ないし9頁, 14頁ないし22頁, 27頁ないし35頁及び40頁ないし48頁の「職番」, 「氏名」, 「所属コード」及び「所属」, 「申請1」ないし「補助」並びに「当月枠」ないし「出張相殺」の各欄並びに最終行, 15頁及び16頁の「確認事項」欄数字部分, 10頁ないし13頁, 23頁ないし26頁, 36頁ないし39頁及び49頁ないし52頁の「事業所」, 「所属」, 「ユーザーID」及び「氏名」の各欄並びに「値」欄数字部分及び「勤務区分」ないし「休暇区分」欄時刻等入力部分	2号	29	—
文書 33	関係資 料④	①-1 1行目及び4行目の不 開示部分 ①-2 6行目2文字目ないし6 文字目, 手書き不開示部分 ② ①を除く不開示部分	2号	30	—
			2号, 7 号柱書き	31	—
文書 34	入室記 録	1頁ないし10頁の「対象名称」 及び「操作時刻」の各欄, 11頁 「対象名称」及び「発生時刻」の 各欄, 12頁ないし21頁の「対 象名称」及び「操作時刻」の各欄	3号イ, 7号柱書 き	32	—
文書 35	関係資 料⑤	5頁「③報告事項」欄1行目31 文字目ないし32文字目	2号	33	—
文書 36	関係資 料⑥	① 4頁ないし29頁 ② 3頁担当者名 ③ 3頁印影	3号口, 7号柱書 き	34	全て
			2号	35	—
			3号イ	36	—
文書 37	聴取書 ①	—	—	—	—
文書 38	聴取書 ②	① 1頁「住所」, 「職業」及び 「氏名」の各欄, 「生年月日」欄	2号	37	—

		不開示部分， 7 行目， 5 頁署名及び印影			
		② 1 頁 9 行目ないし 5 頁 6 行目 不開示部分（手書き部分を除く。）	2 号， 7 号柱書き	3 8	—
文書 3 9	聴取書 ③	① 1 頁「住所」， 「職業」 及び 「氏名」 の各欄， 「生年月日」 欄 不開示部分， 7 行目， 5 頁署名及 び印影	2 号	3 9	—
		② 1 頁 9 行目ないし 5 頁 1 2 行 目不開示部分（手書き部分を除く。）	2 号， 7 号柱書き	4 0	—
文書 4 0	聴取書 ④	① 1 頁「住所」， 「職業」 及び 「氏名」 の各欄， 「生年月日」 欄 不開示部分， 6 行目， 5 頁署名及 び拇印	2 号	4 1	—
		② 1 頁 8 行目ないし 5 頁 6 行目 不開示部分	2 号， 7 号柱書き	4 2	—
文書 4 1	聴取書 ⑤	① 1 頁「住所」 及び「職業」 の 各欄， 「生年月日」 欄不開示部 分， 6 行目， 5 頁署名及び印影	2 号	4 3	—
		② 1 頁 8 行目ないし 3 頁 5 行目 4 文字目， 1 4 文字目ないし 2 3 文字目， 7 行目ないし 5 頁 1 行目	2 号， 7 号柱書き	4 4	—
文書 4 2	聴取書 ⑥	① 1 頁「住所」， 「職業」 及び 「氏名」 の各欄， 「生年月日」 欄 不開示部分， 6 行目， 7 頁署名及 び印影	2 号	4 5	—
		② 1 頁 8 行目ないし 7 頁 4 行目 不開示部分	2 号， 7 号柱書き	4 6	—
文書 4 3	聴取書 ⑦	① 1 頁「住所」， 「職業」 及び 「氏名」 の各欄， 「生年月日」 欄 不開示部分， 6 行目， 8 頁署名及 び印影	2 号	4 7	—
		② 1 頁 8 行目ないし 8 頁 1 5 行 目	2 号， 7 号柱書き	4 8	—
文書 4 4	聴取書 ⑧	① 1 頁「住所」， 「職業」 及び 「氏名」 の各欄， 「生年月日」 欄 不開示部分， 6 行目， 7 頁署名及 び印影	2 号	4 9	—
		② 1 頁 8 行目ないし 7 頁 2 0 行 目（枠外手書き部分を除く。）	2 号， 7 号柱書き	5 0	—
文書 4 5	聴取書 ⑨	① 1 頁「住所」， 「職業」 及び 「氏名」 の各欄， 「生年月日」 欄	2 号	5 1	—

		不開示部分， 6 行目， 9 頁署名及び印影			
		② 1 頁 8 行目ないし 9 頁 6 行目	2 号， 7 号柱書き	5 2	—
文書 4 6	聴取書 ⑩	① 1 頁「住所」， 「職業」 及び「氏名」の各欄， 「生年月日」欄 不開示部分， 6 行目， 6 頁署名及び印影	2 号	5 3	—
		② 1 頁 8 行目ないし 6 頁 2 0 行目	2 号， 7 号柱書き	5 4	—
文書 4 7	聴取書 ⑪	① 1 頁「住所」， 「職業」 及び「氏名」の各欄， 「生年月日」欄 不開示部分， 6 行目， 5 頁署名及び印影	2 号	5 5	—
		② 1 頁 8 行目ないし 5 頁 2 1 行目（手書き部分を除く。）	2 号， 7 号柱書き	5 6	—
文書 4 8	聴取書 ⑫	① 1 頁「住所」， 「職業」 及び「氏名」の各欄， 「生年月日」欄 不開示部分， 6 行目， 6 頁署名及び印影	2 号	5 7	—
		② 1 頁 8 行目ないし 6 頁 1 5 行目	2 号， 7 号柱書き	5 8	—
文書 4 9	聴取書 ⑬	① 1 頁「住所」， 「職業」 及び「氏名」の各欄， 「生年月日」欄 不開示部分， 6 行目， 8 頁署名及び印影	2 号	5 9	—
		② 1 頁 8 行目ないし 8 頁 1 1 行目（手書き部分を除く。）	2 号， 7 号柱書き	6 0	—
文書 5 0	復命書	① 1 頁不開示部分， 7 頁「1 0 月」及び「1 1 月」の各欄不開示部分（「1 1 月」欄 1 行目最終文字を除く。）， 8 頁， 2 1 頁， 2 2 頁及び 3 0 頁の不開示部分	2 号	6 1	7 頁「1 0 月」欄 2 行目 1 文字目， 2 文字目， 8 頁不開示部分最終行右側部分， 下から 2 行目， 2 1 頁 5 行目 1 3 文字目ないし 2 0 文字目， 2 2 頁 9 行目 2 4 文字目ないし 3 1 文字目， 3 0 頁 1 1 行目 6 文字目ないし 1 0 文字目， 2 0 文字目

					ないし24文字目
		② 7頁「2017年1月」欄， 9頁及び15頁の不開示部分	2号，7 号柱書き	62	7頁
		③ 16頁不開示部分	3号イ， 7号柱書き	63	—
文書 51	電話録 取記録 ①	—	—	—	—
文書 52	聴取書 ⑭	① 1頁「住所」，「職業」及び 「氏名」の各欄，「生年月日」欄 不開示部分，6行目，4頁署名及 び印影	2号	64	—
		② 1頁8行目ないし4頁18行 目	2号，7 号柱書き	65	—
文書 53	聴取書 ⑮	① 1頁「住所」，「職業」及び 「氏名」の各欄，「生年月日」欄 不開示部分，6行目，2頁署名及 び印影	2号	66	—
		② 1頁8行目ないし2頁12行 目	2号，7 号柱書き	67	—
文書 54	聴取書 ⑯	① 1頁「住所」，「職業」及び 「氏名」の各欄，「生年月日」欄 不開示部分，6行目，5頁署名及 び拇印	2号	68	—
		② 1頁8行目ないし5頁18行 目	2号，7 号柱書き	69	—
文書 55	関係資 料⑦	不開示部分（1頁ないし9頁の文 書表題不開示部分を除く。）	2号	70	—
文書 56	電話録 取記録 ①	① 1頁「所属」，「職種」及び 「氏名」の各欄	2号	71	—
		② 1頁及び2頁の不開示部分 （①を除く。）	2号，7 号柱書き	72	—
文書 57	電話録 取記録 ③	① 1頁ないし3頁の「所属」， 「職種」及び「氏名」の各欄	2号	73	—
		② 1頁ないし3頁の不開示部分 （①を除く。）	2号，7 号柱書き	74	—
文書 58	聴取書 ⑰	—	—	—	—
文書 59	会社案 内②	—	—	—	—
文書 60	定款②	① 8頁ないし12頁不開示部分	2号	75	—
		② 1頁ないし6頁の印影	3号イ	76	全て（1頁の左

					側の印影を除く。)
文書 61	時間外 労働・ 休日労働 に関する協 定届②	1頁, 3頁, 5頁及び7頁の印影	3号イ	77	各頁の使用者又は会社の右側の印影

(注) 該当箇所の表記について、一部当審査会事務局において整理した。